

静 情 審 第 3 7 号  
令和 4 年 12 月 27 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 牧 田 晃 子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 10 月 18 日 付け教総第 202 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

大学等研究機関派遣研修に係る選考過程等が分かる文書についての部分開示決定に対する審査請求（諮問第 233 号）

## 別 紙

### 1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、別記1の1③第一の文書（以下「本件対象公文書」という。）を保有していないとし非開示とした決定は妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和3年4月2日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、本件開示請求を行い、令和3年4月5日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和3年4月19日、実施機関は、別記2に掲げる文書を特定し、条例第11条第1項に基づく公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年7月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和3年7月6日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 大学等研究機関派遣研修（以下「派遣研修」という。）の研修者選考から決定までは、次の4段階を経る。

第一 県教委内における派遣研修者の選考

第二 県教委の指名に基づき、該当研修者の所属先校長へ推薦依頼

第三 依頼された各校長は推薦書提出

第四 県教委による最終決定者

各段階において次の問題点がある。

#### ア 第一

派遣研修者の推薦依頼に進む前提として、県教委内における指名者のリストアップが第一に必要である。この研修は、税金で行う事業であって、個人の独断で決定されるべきものではないため、選考にあたっては過程を証明する記録や文書の存在が不可欠である。しかし、審査請求人が本件開示請求1③で請求したところ、本件処分において文書不存在であった。不存在であれば選考過程はブラックボックスであり、客観性・公平性・公正性・透明性がない。

#### イ 第二

校長への推薦依頼を指示する前に、既に被推薦者の派遣先大学及び専攻が決定

しているため、県教委内で推薦依頼前に綿密な話し合いが持たれているはずである。このようなリストアップを可能にする仕組みを公開すべきである。

#### ウ 第三

どの推薦書にも提出年月日が記載されていない。公文書と称するのであれば、このような文書は全く効力を有しない。

#### エ 第四

第四段階の文書も本件処分において不存在であったが、これはさほど問題ではない。なぜならば、県教委が意図した指名者を正当化する既定路線であり、当然の帰結のためである。

- (2) 本件審査請求の目的は、本件処分において(1)アで示した第一段階の文書である本件対象公文書が存在しないことに疑義を抱き、その存在について第三者に確認していただくことである。また、審査請求人は、本件対象公文書が存在しないことは、事実であると考えている。なぜ最初から結論の出ていることについて敢えて審査請求するのかというと、文書不存在とした場合に、これが正当化されるか否かが問題の核心のためである。
- (3) 県教委は、研修候補者を選考するにあたって「派遣先ごとに人事管理のためのデータベースをもとに絞り込む」と述べている。そのためには、具体的に絞りこむための条件設定が不可欠であるが、それは示されていない。また、指名選考に関わる人員や日時等の条件設定に関する規定、指名選考のための会議文書の記載及び保存も不可欠である。

### 4 実施機関の主張要旨

派遣研修の研修候補者は、各派遣大学又は大学院での研究活動に優れた実績が期待される教員を、派遣先ごとに人事管理のためのデータベースをもとに絞り込んでいる。当該年度の対象者は限定的であるため、特別に資料等を用意することはない。そのため、研修候補者の決定選考過程を示す記録・文書は不存在である。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件審査請求について

本件対象公文書について、実施機関は不存在とするが、審査請求人は、研修候補者の選考に不可欠なものであり、不存在であれば選考過程はブラックボックスであると主張している。

確かに、行政組織である実施機関が研修候補者を決定するに当たり、その選考過程において文書を全く作成しないというようなことがあるのか、あるとすればどのように選考を行っているのか疑問である。そこで、実施機関が説明するデータベースを使った選考方法について、具体的に確認することとした。

#### (2) データベースによる派遣研修者の絞り込み方法等について

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、派遣研修者を絞り込むための方法等について確認させたところ、実施機関は次のとおり説明する。

ア 派遣研修者を選考するにあたっては、教員の情報が集積されているデータベースの中から、年齢、教職経験年数、担当教科、免許状の種別、健康状態等に着目して絞り込みを行う。

なお、例年同じ方法で絞り込んでいる。

イ 選考に当たって課内で協議を行っており、その際は、データベースから絞り込んだデータの一覧を画面で見たり、必要に応じてその画面を紙に打ち出すことがある。

しかし、データベースには、教員の個人情報等の内部管理情報が保存されているため、紙での管理は想定しておらず、紙に打ち出したものは協議終了後直ちに廃棄している。

ウ データベースの使用が許可されている職員は限られている。

エ 派遣研修の効果的な運用のために、1大学ずつ推薦候補者の絞り込みの作業を行っている。推薦候補者は、各大学や個人の状況により1回で決定しないことが多く、各校長と何度かやりとりをして確定する。

(3) 上記(2)の方法をとる理由

実施機関は、次のとおり説明する。

ア 人事管理のデータベースには、教員の個人情報等の内部管理情報が保存されているため、紙で打ち出すことは想定していない。また、このデータベースの使用が許可されている職員は限られており、仮に紙で打ち出して保管した場合、データベースの使用が許可されていない職員が情報を得ることが可能になってしまう。

イ 人事情報は、通常紙に打ち出すことはしないが、派遣研修者の選考に当たってデータの一覧を紙に打ち出すという行為は、協議を行う上での効率性等を考慮してのことである。

そのため、打ち出した紙は保管せずに直ちに廃棄している。

(4) 本件処分の妥当性について

実施機関が選考に用いたというデータベースは、人事管理のために個々の教員の情報を集積したものである。人事情報は、業務情報として機密性が高いのみならず、教員のプライバシーに関する情報をも含むため、アクセスが極めて制限されるべき情報である。このような情報の管理方法として、実施機関の説明は首肯できる。

したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

## 別記1 開示請求の内容

- 1 高校教師の長期研修について
  - ① 大学院修学休業等に関する要綱に基づく研修者について
  - ② 大学等研究機関派遣研修実施要綱に基づく研修者について
  - ③ 第一 県教委内での指名者の決定選考過程を示す記録・文書  
 第二 県教委から該当校長への事前推薦依頼文書  
 第三 校長の推薦書  
 第四 県教委の最終決定理由書
  - ④ 2020年度の「大学等研究機関派遣研修実施要綱」に基づく1年間研修者の各大学に於ける2020年度の聴講講座名、取得単位数、研修テーマについて
  - ⑤ 2020年度の「大学等研究機関派遣研修実施要綱」に基づく2年間研修者の各大学に於ける2020年度の聴講講座名、取得単位数、研修テーマについて
- 2 小中学校教師の長期研修について
  - ① 学び続ける教員支援事業実施要綱に基づく研修者について
  - ② 大学院修学支援事業実施要綱に基づく研修者について
- 3 2020年度の教員懲戒について  
 2020年度懲戒処分 2021年3月31日現在
- 4 退職教員の再任用等について  
 2021年3月31日付退職者数、及び同年4月以降の再任用数等
- 5 静岡県総合教育センター図書室の退職管理職の勤務

## 別記2 本件処分内容及び本件対象公文書

No.	開示請求に係る公文書の件名又は内容	決定	審査請求対象
1①	高校教師の長期研修について	不存在	—
②	大学等研究機関派遣研修実施要綱に基づく研修者について	不存在	—
③	第一 県教委内での指名者の決定選考過程を示す記録・文書	不存在	○ (本件対象公文書)
	第二 県教委から該当校長への事前推薦依頼文書 (「令和3年度大学等研究機関派遣研修候補者の推薦について(依頼)」)	部分開示	—
	第三 校長の推薦書 (「大学院等研究機関派遣研修候補者推薦調書」)	部分開示	—
	第四 県教委の最終決定理由書	不存在	—
④	2020年度の「大学等研究機関派遣研修実施要綱」に基づく1年間研修者の各大学に於ける2020年度の聴講講座名、取得単位数、研修テーマについて	不存在	—

⑤	2020年度の「大学等研究機関派遣研修実施要綱」に基づく2年間研修者の各大学に於ける2020年度の聴講講座名、取得単位数、研修テーマについて	不存在	—
2①	学び続ける教員支援事業実施要綱に基づく研修者について	不存在	—
②	大学院修学支援事業実施要綱に基づく研修者について	不存在	—
3	2020年度の教員懲戒について 2020年度懲戒処分 2021年3月31日現在 (「令和2年度静岡県教育委員会懲戒処分」)	全部開示	—
4	退職教員の再任用等について 2021年3月31日付退職者数、及び同年4月以降の再任用数等	不存在	—
5	静岡県総合教育センター図書室の退職管理職の勤務	不存在	—

### 別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和3年10月18日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和4年8月31日	審議	第361回
令和4年9月29日	審議	第362回
令和4年10月27日	審議	第363回
令和4年11月29日	審議	第364回
令和4年12月27日	審議、答申	第365回

### 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第362回、 第364回～第365回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第361回～第362回、 第364回～第365回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第361回、 第363回～第365回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第362回～第365回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第361回～第364回
牧 田 晃 子	弁護士	第361回～第365回